

# HAPEE ハッピーメール MAIL

Hiroshima international Access and Promotion of Economic Exchange

発行：ひろしま産業振興機構 国際ビジネス支援センター  
〒730-0052 広島市中区千田町 3-7-47  
TEL：082-248-1400 FAX：082-242-8628

★ バックナンバーは産振構HP「拠点別レポート」から

【Mail Magazine 知っ得情報】

メルマガでは国、県、市町、産業支援機関等及び産振構の公募イベント助成金情報などのご案内をいち早く皆様にお届け致します（右記のQRコードで閲覧できます。）。

※ 毎週木曜日配信



(公財)ひろしま産業振興機構発行

## 「広島日本香港協会 設立 10 周年」を 迎えるにあたって

広島日本香港協会 会長 池田 晃治 氏



広島日本香港協会の活動に対する日頃の皆様のご支援、ご協力に厚くお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、深刻な影響を受けておられる皆様に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

当協会は、香港との相互理解と友好を促進し、もって経済の交流に資することを目的として、2010年8月に設立され、この度、10周年を迎えることとなりました。これもひとえに皆様方のご支援、ご愛顧の賜と心より感謝いたします。

この間、当協会では、香港に経済代表団を派遣し、現地の企業や広島県ゆかりの皆様との交流を深めてまいりました。

また、香港への県内製品の販路拡大を図るため、現地の有力バイヤーを広島に招へいた商談会等の開催や、香港の最新動向、輸出拡大に向けたプロモーションのあり方、広島県へのインバウンド戦略等をテーマとしたセミナーや

専門家による個別相談会の開催等、県内企業の皆様のニーズを踏まえた取組を行ってまいりました。

香港から広島を訪れる観光客は、2015年に香港からの航空定期便が就航したこともあり、当協会設立年の2010年の約2千人から、2018年には、約13万人となり、その数は、約65倍となるなど、この10年間の間に、広島と香港とのつながりはより深くなったものと認識しております。

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大や香港をめぐる社会経済情勢の行方などについては、現時点で十分見通せない状況にはありませんが、今後の環境変化等に的確に対応しながら、香港貿易発展局等の関係機関とも十分な連携を図り、広島と香港との経済交流、人的交流が一層深まるよう、取組を進めてまいります。

引き続き、皆様のご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

### CONTENTS

ハッピーメールは、回覧して皆様でお読みください。

巻頭言	「広島日本香港協会設立10周年」を迎えるにあたって	広島日本香港協会 会長 池田晃治氏	1
海外レポート	シンガポール	コロナ禍で拡大する遠隔医療需要	2
	バンコク	11グループの外国人に対するタイ入国の規制緩和	3
	ホーチミン	ベトナムと自動二輪車	4
	チェンナイ	配当分配税廃止にともなう日系企業への影響	5
	大連	化粧品市場の拡大と化粧品品監督管理条例の発表	6
	中国ビジネスQ&A	新型コロナウイルス対策の影響による新サービスの誕生	7
お知らせ	ハッピーからのお知らせ		8

## 「コロナ禍で拡大する遠隔医療需要」

碓 知子

世界ではまだ COVID-19 の終息が見えてきていませんが、シンガポールでは 4 月 7 日に始まった「サーキットブレーカー」と呼ぶシンガポール版ロックダウンが 5 月末に解除されました。およそ 2 カ月の間、休業を余儀なくされたサービスの中には一部の医療サービスも含まれており、もちろん、急患や重症患者の治療は継続されましたが、緊急を要さない疾病の診察や治療は延期されました。そうした中、需要が伸びたのは遠隔医療サービスです。

### ＜2018 年から始まった「規制のサンドボックス」※＞

町中のクリニックから高度医療機関まで、医療インフラが整備されているシンガポールですが、高齢化、医療現場の人材不足などもあり、将来の医療を支える柱として政府や業界はコロナ禍以前から遠隔医療に注目していました。2015 年に、政府は対面での医療行為と同等の質が求められることなどが記載された国家遠隔医療ガイドラインを発表しています。

現在は遠隔医療のための資格や法的制度等はありませんが、医療免許を持つシンガポールの医師は、シンガポール医療カウンシル(SMC)に登録し、オンライントレーニングを受講すれば、遠隔医療行為を行うことができます。保健省では、遠隔医療と在宅医療の免許制度を検討しており、その一環として 2018 年から「規制のサンドボックス」を開始し、11 社が参加しています。そのうち遠隔医療を提供するのは 9 社。9 社のうち 6 社はスタートアップ企業ですが、うち 5 社は、自社で医師を抱えず、医師に遠隔医療のアプリを提供するソフトウェア企業で、提携先の医師や医療法人が遠隔医療を行っています。

このほかにも、上場のアライアンスヘルスケアが 2019 年 2 月に遠隔医療アプリ「HeyAlly」でサービスを開始し、大手医療法人ラッフルズメディカルグループも、2019 年 1 月にアプリ「Raffles Connect」を導入して遠隔医療に参入しました。アジア各国に医療法人を持つ IHH ヘルスケアでは、シンガポール、マレーシア、トルコ、インド、香港で遠隔医療サービスを提供しています。公立病院向けの IT 技術開発を行う政府系企業 IHiS でも、ビデオを使った遠隔診療システムを開発し、いくつかの公立病院やクリニックで導入されています。

### ※ 規制のサンドボックスとは？

政府や企業が革新的な新事業を手掛けたり、新しいサービスを提供できるように、現行法の即時適用を避け、新事業を育成する環境を整えるための規制緩和策のこと。英語では regulatory sandbox (レギュラトリー サンドボックス)。

### ＜コロナで需要急増＞

このように、シンガポールでは遠隔医療導入が進められてきましたが、実際の利用は限られていました。患者はやはり対面で医師に診てもらいたい、医師もビデオ診療で正確な診断ができるか不安があります。また、医療保険の対象にならないなどの課題もあります。しかし、コロナ禍で状況は変わり、不要不急の通院や手術は延期を余儀なくされましたが、高血圧等の生活習慣病でモニタリングや薬が常時必要な人も、病院に行かなくなり、遠隔医療の利用が増えたのです。

外国人労働者が大勢で共同生活する寮内でもコロナウイルス感染が拡大し、多くの寮が強制隔離状態となりました。病院に行けない外国人労働者の健康チェックにも遠隔医療が利用されています。

問題はコロナ禍が終息した後も、この傾向が続くかどうかですが、関係者によると、コロナ禍で利用を経験したことで、患者からも医師からも「遠隔医療が受け入れられつつある」とのことです。

### ＜日本の医師も参入＞

日本からの参入もあります。在宅医療の祐ホームクリニックの創設者が共同創業者となり設立されたシンガポールの在宅医療プロバイダー「テツユウ・ヘルスケア・ホールディングス (THH)」では、ICT/AI を活用した遠隔医療システムを提供しています。このシステムは、「日本の在宅医療のケアマネジメント」と「最先端の ICT/AI 画像診断技術」を組み合わせで開発されたもので、2020 年 5 月には双日が THH 社に出資しました。日本では 2021 年のサービス開始を目指しています。

日本でもまだ揺籃(ゆりかご)期の遠隔医療ですが、日本やシンガポールの取り組みをうまく取り入れた、患者や医療業界にとって便利で優れたサービスの創出が、今後期待されます。

## 「11 グループの外国人に対するタイ入国の規制緩和」

辻本 浩一郎

2020年6月29日、COVID-19 状況管理センターとタイの民間航空局（CAAT）は、7月1日以降、以下 11 グループの人々がタイに入国できるようにすることを決定しました。条件について各方面からの問い合わせが多いため情報提供します。

入国者の上限は、最初、自費による 14 日間の隔離措置のために私立病院及び政府認定の病院と提携するタイ政府指定の検疫隔離施設

（Alternative State Quarantine (ASQ)）の収容能力に照らして一日当たり 200 人とされています。

## ＜入国できる 11 グループの条件＞

1. タイ国籍を保持する者。
2. 首相により規制が免除された者、もしくは非常事態状況の解決責任者（注：首相と同義）により定められ、許可もしくは招待された者。この場合、条件および期間が別途定められる場合がある。
3. タイ国籍を保持しない者で、タイ国籍を有する者の配偶者、両親もしくは子供。
4. タイ国籍を保持しない者で、有効な王国の居住証明書もしくは王国に居住する許可を得ている者。
5. タイ国籍を保持しない者で、有効な労働許可を保持している、または法令によってタイ国での労働が許可されている者、またこれらの配偶者や子供。
6. 必要な商品の運送業者。ただし、用務の終了後は速やかに出国させる。
7. タイ国への出入国の期日が明確に定まった乗務員及び運行従事者。
8. タイ当局から認定されているタイ国内の教育機関に通学する、タイ国籍を保持しない生徒および学生、またこれらの両親もしくは保護者。
9. タイ国籍を保持しない者で、タイ国内で医療を受ける必要のある者および付き添いの者。ただし COVID-19 の治療は該当しない。
10. 外交使節団、領事団、国際機関もしくはタイ国内で活動する外国政府ないしは政府機関の代表またはその他国際機関に所属する個人でタイ外務省が必要性に応じ許可を与えた者、またこれらの配偶者、両親、子供。
11. タイ国籍を保持しない者で、外国との特別な合意事項（Special arrangement）に則してタイ国への入国が許可された者。

11 番目の「特別な合意」の対象となるのは、政府の賓客、投資家及び高度技術専門家です。この「特別な合意」のグループは、ノーマルトラックとファストトラックの 2 つに分けられます。

- (1) ノーマルトラック：タイで就労またはタイに居住しているなどの長期滞在者で、検疫隔離施設にて自費による 14 日間の自主隔離が求められる。
- (2) ファストトラック：自主隔離を必要としない 14 日以内の短期滞在者で、対象者は渡航前及びタイ到着時に COVID-19 の検査を受ける必要があり、保健・安全保障当局者または追跡アプリで管理される。また、短期滞在者は前もってタイでの旅程を提出しなければならず、公共の場所に行くことや、公共の交通機関の利用はできない。

## ＜入国許可申請時に必要な書類（一般的な書類）＞

この 6 月 29 日の発表により、11 のグループに分けられた渡航者は、申請する管轄のタイ王国大使館または領事館に、入国証明書とビザを問い合わせる必要があります。入国許可申請は、緊急性と経済的重要性に応じて、ケースバイケースで検討されます。入国許可書申請書類と検討プロセスは、タイ王国大使館または領事館によって異なりますので、事前の確認が必要です。

1. Fit-to-Fly Health Certificate（飛行可能健康証明書）（出発日の 72 時間以内に発行されたもの）
2. 出発国のタイ王国大使館または領事館から取得した申告書
3. COVID-19 が検出されなかったことを示す検査結果が記載された診断書（出発日の 72 時間以内に発行されたもの）
4. タイ滞在期間中、COVID-19 を含むすべての医療費を最低 10 万 US ドル（または他の通貨で同等額）カバーする健康保険
5. タイ入国時の検疫隔離施設（ASQ）の予約が確認できる書類

労働許可証（Work permit）を持っていない場合、申請者が所属するタイ現地会社は、関連政府機関（労働省、タイ国投資委員会〈BOI: The Board of Investment of Thailand〉、外務省、その他の関連政府機関、または国営企業）に労働許可の取得申請が必要です。許可が下りた場合、政府機関は労働許可レターを発行します。このレターは入国許可申請の際、併せて提出します。

11 グループの外国人に対する入国規制の手続きや問い合わせ対応は、各在外タイ大使館や領事館に依るところが大きく、実際に申請者が殺到しているため、現場は混乱気味であると、タイ当地 NEWS が報じていました。

## 「ベトナムと自動二輪車」

石川 幸

ベトナムは急速な経済発展を遂げています。2019年の経済成長率は7.02%を記録し、2年連続で7.0%超の高水準を維持しました。

2020年はCOVID-19の影響もあり、一時的には低迷が予想されるものの、中長期的には高い成長が続くと思われます。

経済発展が進む中、より良い生活、より良い働き口を求めて、多くの人々が主要都市に流入しています。ホーチミン市の人口は2009年から2019年にかけておよそ180万人増加し、現在約900万人（ホーチミン市統計局発表）の人々が暮らしています。

ベトナムの最低月額賃金（2020年1月施行）は地域毎に4段階に分かれており、307万～442万ベトナムドン（約14,200～20,400円）の間で設定されています。ホーチミンは国内最高水準の442万ドンですが、発展途上の段階のため、商売で自動車を利用する人以外で、マイカーを所有するのはごくわずかな富裕層です。大半は比較的安価な自動二輪車（バイク）を利用しています。

## ＜バイクの普及と大気汚染＞

経済発展が進む一方で、公共交通機関が十分整っていないため、人口900万人の大都市の主な交通手段が、バイクです。

そのため、ホーチミンの大気汚染指数は世界の主要都市の中で17番目に悪い数値を示しています（IQ Air「Air quality and pollution city ranking」参照7月8日現在）。



【通勤途中のバイクの波】

## ＜バイクが支える国民生活＞

バイクは日常生活の「足」としてはもちろん、商売道具としても活躍しています。

日本ではCOVID-19の感染拡大を受け、

「Uber Eats」をよく耳にしますが、ベトナムではCOVID-19感染拡大以前から「Grab」や「Go-Viet」といった企業が同様の配車・配達などのサービスを提供し、一般的に利用されていました。

COVID-19の拡大で、1ヶ月間ロックダウンとなり、飲食店などの店舗が利用できない中、食事にほとんど困ることがなかったのは、このような配送サービスがベトナムではすでに生活の一部となっていたからだと感じています。



【Grabバイク】

ベトナム運輸省の発表によると、バイクの流通は2011年末にベトナムでは約3,340万台でしたが、2019年末には6,000万台程度まで増加しました。

一方で自動車の流通台数は、2019年末時点で367万台（ベトナム政府サイトより）と、バイクの1/16程度しか普及していません。同じ東南アジアに属するタイの自動車流通台数が1,859万台（2019年末でのタイ政府サイトより）であることも含めて、ベトナムにおける自動車の普及はこれからといえるでしょう。

## ＜これからのベトナム＞

ベトナムではハノイやホーチミンで都市鉄道の工事が進められるなど、ベトナム政府も交通インフラの整備を進めています。

いずれ現在のような、道路にバイクがあふれる光景も見られなくなるかもしれませんが、そうなるまでにはまだ時間はかかりそうです。

## 「配当分配税廃止に伴う日系企業への影響」

田中 啓介

インド財務省は2020年2月に新年度の予算案（Union Budget 2020-2021）を発表し、その中で長年にわたって外資系企業等から二重課税にあたる指摘されていた「配当分配税（DDT：Dividend Distribution Tax）」の撤廃が提案されました。つまり、これまではインド企業が法人税を支払った後の税引き後利益から、さらに配当分配税を追加でインド政府に納税しなければなりませんでした。4月1日からは、インド企業が分配する配当金への課税は、源泉徴収税（TDS：Tax Deducted at Source）による課税方式になり、インド企業側の税の負担が軽減されました。複雑で不可解なところのあるインド税制の中で、今回配当分配税が廃止されたことは、資金還流の観点でインドへの投資環境が多少改善されたと言って差し支えありません。2019年12月号に続き、外国企業によるベトナムへの進出形態の主なものについて、要点の解説をします。

なお、上記の予算案を基に施行された2020年財政法（Finance Act, 2020）によると、配当金への課税方式は、株主が（1）非居住者、（2）インド国内企業、（3）インド居住者か、によって異なります。在インド日系企業の株主の多くは親会社が日本法人なので、（1）の非居住者に該当します。この場合、インド所得税法（The Income Tax Act, 1961）第195条に規定されていた配当金に対する源泉徴収義務の免除規定が削除され、インド企業から非居住者への配当金は、原則源泉所得税率20%（に加えて課徴金及びサーチャージ）をあらかじめインドからの海外送金時に課税・徴収されることとなります。

## ＜日本企業への影響＞

さて、日系企業への影響についてもう少し見ていきたいと思います。2020年度インド国家予算案では、非居住者である外国法人の税務申告の要否についても触れており、インド所得税法第115A条の改正が提案されています。この条項では、外国法人のインド国内の年間源泉所得が、配当、利子、使用料、技術上の役務に対する料金のみで構成されている場合には、その課税年度におけるインド国内での税務申告は不要である旨が明記されています。

しかし今回の改正案は、国際的な取引で二重課税とならないように国家間で取り決める租税条約（Double Taxation Avoidance Agreement：DTAA）を適用した場合の課税については考慮されておらず、日印租税条約の軽減税率を適用した場合（※）、配当金に課される源泉税率は10%に軽減されますが、その代わりに、配当を

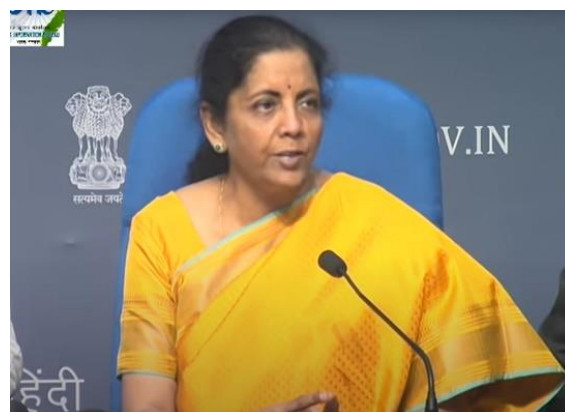
受け取る側の親会社の日本法人によるインドでの税務申告が必要となります。配当金額が大きければ軽減税率を適用するメリットも大きいですが、そうでなければ日本法人側のインドの税務申告の事務作業の負担が増えるため、メリットは小さくなります。

## ＜配当分配税廃止がインドにもたらすもの＞

配当分配税の廃止は、インド側の子会社の税負担を軽減し、かつ、株主にとっても利益の分配を効率的に実施できることから、インドの投資環境の改善に貢献するとも言えます。しかし日本側の親会社の税務対応については、租税条約（DTAA）を適用すべきか、適用せずに税務申告義務の免除を取るか、どちらが企業にとってメリットがあるか判断が求められる点にご留意ください。

※ 日印租税条約を適用するためには配当を受け取る株主がインドの税務番号（PAN）および居住者証明書（TRC：Tax Residency Certificate）を取得する必要があります。

ちなみに、日本では「外国子会社配当益金不算入制度」が2009年度から導入されており、株主が一定条件を満たす（25%以上の株式を保有し、かつ、株式保有期間が配当支払義務の確定日よりも以前6ヶ月以上継続している）場合、外国子会社から受け取る配当の95%を益金不算入とできる制度があります。



【2020年予算案のプレス発表時のシタラムン財務相】  
（インド財務省HPより）

## 「化粧品市場の拡大と化粧品監督管理条例の発表」

趙 万利

近年、中国はアメリカに次ぐ世界第2位の化粧品消費大国になり、2019年の化粧品市場規模は4,256億元（約6.4兆円）に成長しました。

市場が成長した理由として、化粧品がネットで簡単に購入できるようになったことや若年層の購入が増えたことなどがあります。

また、市場は機能性や高品質をうたった高価格帯の商品と、リーズナブルな低価格帯の商品の二極化が進んでいます。高価格帯は日本製やフランス製等の海外ブランドが中心で、低価格帯は中国国内で生産された製品が中心です。

昨今の新型コロナウイルス感染拡大で、自宅待機や解雇等で所得が減少した影響により、低価格の化粧品に注目が集まりつつあります。

特に中国製の化粧品については、市場をけん引する若年層が、海外ブランドをそれほど重要視しないこともあり、今後も市場規模が拡大するものと思われます。



【中国コスメ「完美日記(Perfect Diary)化粧品コーナー」】

このたび、中国では、30年ぶりに化粧品に係る条例が全面改定されることになりました。このことは、今後、国内外の化粧品市場に様々な影響を及ぼすことが想定されます。以下に条例改定の背景と、具体的な条例の内容についてご説明いたします。

#### ＜条例改定の背景＞

6月29日、中国国務院は1990年施行の「化粧品衛生監督管理条例」を全面改定し、「化粧品監督管理条例（国務院令 第727号）（以下、新条例）」を発表しました。施行は2021年1月1日からです。

これまで横行していた模倣品や粗悪品、不法添加物を含んだ商品の生産・販売の防止や、国産ブランドの化粧品の基準の標準化により安全性の強化を図り、また新たな原料を使った新商品にも適応できるよう対策がとられました。

#### ＜新条例の内容について＞

新条例では、まず第1章の総則で、化粧品の定義を示し、化粧品および原料を危険度の程度によって分類、「普通化粧品」と「特殊化粧品（※）」に分類されました。「普通化粧品」は薬品監督管理部門へ届け出ることによって生産・販売が可能となり、「特殊化粧品」は薬品監督管理部門への登録後、生産・販売が可能です。

第2章では原料と製品について触れ、新原料の定義と特殊化粧品の登記の有効期限（5年）を規定しています。新原料は事前に国務院の監督管理部門で登録が必要です。

第3章では、生産販売について規定され、化粧品の生産活動に従事する者の条件として、「国内で設立された法人であること」、「化粧品の生産に適した場所、環境条件、生産設備が整っていること」、「生産した化粧品に適した技術者がいること」が定められています。また、化粧品のラベルについては、誇大な宣伝や誤解を招く表現、医学的根拠のない内容の表示を禁止しています。

第4章は、生産現場の監督管理責任について触れています。国務院による抜き取りや現場検査、帳簿の閲覧の実施、また人体に危害を及ぼす影響のある化粧品や原料などが国務院によって差し押さえられるよう明記されました。

中国においては、化粧品市場に関わらず、条例の改正がある場合大きく市場に影響を及ぼす場合があるので、注意深く動向を見ていく必要があります。

※ カラーリング、パーマ、美白、日焼け止め、抜け毛防止等の新しい効果を表示する化粧品を指す。

**Q** 「中国では、出前配達員と注文者が接触することのない「非接触式の出前受取りロッカー」があるとニュースで知りました。具体的にどんなロッカーなのでしょうか。」

**A** 中国では、新型コロナウイルスの影響により、続々と新たなサービスが誕生しています。

「非接触式の出前受取りロッカー」とは、出前配達員と出前を注文した人が接触せずに注文料理を受け渡してできる、出前に特化したロッカーのことです。

中国では、「美团外卖」や「饿了么」などの大手デリバリー業者による出前サービスが盛んですが、最近、新型コロナウイルスの感染予防策の一つとして、この受取ロッカー制度が導入されました。

現在このロッカーは、北京、上海、広州のオフィスビルや地域衛生センター、病院などに設置されています。



【非接触式の出前受取りロッカー】

### <導入のメリット>

「非接触式の出前受取りロッカー」は、注文者、配達員の双方にメリットがあります。

まず、注文者と配達員の接触がなくなるので、新型コロナウイルスの感染予防対策として、とても有効です。

注文者のメリットとしては、衛生環境の向上です。ロッカーの中は、紫外線消毒と保温機能も備わっています。これにより、出前料理を温かい状態のまま、安心して食べることができます。

また、注文者同士の受け取り間違いもなくなりました。非接触式ロッカーの導入前は、昼の特に混雑する時間帯に、注文者が他人の出前を間違えて受け取ってしまうことが多く起きていました。しかし、ロッカーの設置後は、注文した出前は指定されたロッカーに入っているため、受け取り間違いを起こすことがなくなりました。

次に配達員のメリットとしては、今まで配達員は注文を受けると料理を持って注文者が指定した場所に向かい到着と同時に相手に電話をし、注文者が配達員のもとに来るまで待たなければなりませんでした。

しかし、非接触式ロッカーの導入で、配達員は注文料理をロッカーに入れた後、注文者に取りに来るように電話をすれば、配達が終わります。配達員にとって、1件当たりの配達に要する時間を大幅に減らせます。

このように非接触式ロッカーの設置は、感染予防のみならず、それ以外の面でも多大な効率化をもたらしています。



【ロッカーのモニター画面】



【利用方法の説明文】

### <ロッカーの使用方法>

配達員が注文を受けた後、まず、配達員が注文者の料理を持ってオフィスビルなどに設置されたロッカーに向かい、ロッカーの前でスマホをスキャンします。スキャンをするとロッカーが開き、そこに注文の料理を入れます。

その後、配達員が注文者に電話をし、「ご注文の品をロッカーに入れたので取りに来てください」と連絡を入れると、注文者のスマホにロッカーを開ける際に必要な暗証番号が届きます。

注文者が暗証番号をロッカーに入力すると扉が開き、出前料理を受け取ることができます。

「美团外卖」はこの「非接触式出前受取りロッカー」を各地域の政府関連部門と協力し、既に全国に約1千台配置しています。一方の「饿了么」も、今後、上海に1千台、全国に3千台のロッカーを配置する予定です。感染予防はもちろんのこと、利用者、事業者どちらにも多大なメリットがある非接触式ロッカーは、今後も続々と配置されていくと思われます。

時代の変化に対応した新しいサービスが続々と生まれる中国では、今後どんなサービスが誕生していくのか、その動向に目が離せません。

- 本質問について詳しく知りたい方、具体的なお相談があれば、ひろしま産業振興機構国際ビジネス支援センターもしくは広島上海事務所までお問い合わせください。

# ハッピーからのお知らせ

## 「中国ビジネスセミナー」

～新型コロナ危機で中国ビジネスはどう変わる？～

詳細は後日  
HPに掲載！

【日時】 令和2年8月28日(金) 13:30～15:00

【実施方法】 オンライン（Zoomによる配信） 【定員】 40名 【参加料】 無料

【内容】

### 第1部 「中国におけるビジネス展開」

講師 リョービ(株) 経営企画本部 財務部経理課 経理担当課長 佐藤 弘明 氏

### 第2部 「中国経済が急回復！？—現地ビジネス事情と最新動向—」

講師 桜葉コンサルティング(株) 代表取締役社長 遠藤 誠 氏

◎ 個別相談会も開催します！

桜葉コンサルティング(株) 遠藤氏による個別相談会を8月27日(木)、28日(金)に開催

予告！

## 香港ビジネスセミナー & 個別相談会

【会場】 ■令和2年9月23日(水) 15:00～17:05

広島情報プラザ 2階 第1・第2研修室(広島市中区千田町3-7-47)

【内容】 第1部 『香港の最新経済情勢』(仮題)

講師: (株)時事通信社 解説委員兼編集局総務 西村 哲也 氏

第2部 『香港への進出実例にみる、販路開拓方法』(仮題)

講師: ヤマトホールディングス(株) 執行役員 梅津 克彦 氏

【定員】 40名 【参加料】 無料

◎ 個別相談会 セミナー開催当日に、講師による個別相談会も開催予定。

※状況により、会場変更、オンラインセミナーへの変更をさせていただくことがあります。

予告！

3月に予定していた海外販路拡大セミナーを“オンライン”で実施します！！

## ～中国市場『売れるために必要なポイント』を徹底解説～

### ●中国市場『売れている！には訳がある』

講師: 大連毅信件有限公司 総経理

日本製品中国支援会 会長 白石 久充 氏

コロナ禍により越境ECが加速。  
ポイントや注意点をお話しします。

### ●中国の商標登録申請及びトラブル実例について

講師: 上海段和段(大連)法律事務所 中国登録弁護士

公益財団法人ひろしま産業振興機構 大連ビジネスサポーター 趙 万利 氏

【視聴可能期間】 令和2年8月下旬から2週間の予定

【参加料】 無料

【実施方法】 動画配信にて実施(広島銀行公式YouTubeページを活用予定)

【個別相談会】 両講師による個別相談会は別途Zoomなどで繋ぐ予定です。

お申込みは ⇒詳細決定後、メール、産振構HP、広銀HP等でお知らせします。